KIA国際交流学生ボランティア登録・参加規約

第１条（KIA国際交流学生ボランティアとは・活動内容）

KIA国際交流学生ボランティアは、公益財団法人高知県国際交流協会（以下、KIAと言う）が高知県より委託を受ける日系南米研修員（高知県にルーツを持つ）との交流や、県内イベント等にボランティアスタッフとして参加する制度です。KIAの交流活動を通して、次世代を担う青少年への国際理解と国際感覚を養うことを目的としています。

活動内容は、イベント等での準備、受付、イベント中の補助、片付けや、日系南米研修員の相談を受ける、または生活支援を行う~~、月一回の研修員とのミーティング~~などです。

KIAの指定する所定の方法により登録を行った方（以下、「ボランティア」と言う）の電子メールアドレス又は携帯電話メールアドレス等に対し、県内イベント等の~~や毎月のミーティング毎に~~参加案内を送付します。

第２条（登録・参加規約について）

本規約はKIAの登録・参加に関して規定しています。ボランティアは、本規約の内容に同意したものとみなします。

なお、KIAは、ボランティアの了承を得ることなく本規約を変更することができるものとしますので、ボランティアは随時本規約をご確認ください。

第３条（登録申し込み）

１　登録希望者は、KIAの指定する所定の方法により、ボランティアの登録を申し込むことができます。

２　ボランティアの登録に必要なウェブにアクセスするためのコンピュータ、モデム、その他の機器類については、登録者自らの費用と責任において準備するものとします。また、当該機器とKIAの機器との間で不整合による接続不良が発生したとしても、KIAは接続履行の義務を負わないものとします。

３　登録者は、申込時に登録した内容に変更が生じた場合は、所定の方法により、すみやかに変更の手続きを行うものとします。

４　ボランティアは、個人の方のみ登録申し込みをすることができます。商業的な利用やメーリングリストのアドレスで申し込みをすることはできません。

５　ボランティアは、KIAの指定する所定の方法により、ボランティアの登録を解除することができます。

第４条（登録資格）

登録希望者は次の各号を満たす方とします。

（１）１８歳以上であること。

（２）国籍は問わないが、日本語で業務に従事できること。

（３）国際交流、多文化共生、異文化理解、国際協力に関心があること。

（４）申込時に高知県内の大学、専門学校等に所属する学生であること。

第５条（費用負担）

１　福祉サービス総合補償にKIA負担で加入します。

２　交通費の支払いは原則としてないものとします。

第６条（著作権）

１　ボランティア参加案内メール等の内容は、ボランティア募集を目的として配信されるものであり、その内容の一部又は全部を無断で転載・複製・改変・放送・頒布・出版等はしないでください。

２　ボランティアは活動中に作成する資料等の著作権は、KIAに帰属するものとします。また、これらの資料等の利用について、著作者は著作者人格権を行使しないものと了解します。

第７条（免責事項）

１　ボランティアが過失によって、KIAまたは第三者に損害を与えた場合は、第５条第１項で加入する保険の適応で補償が受けられます。

２　イベント等会場において、ボランティア活動中に発生した事故または災害によって、ボランティアが被った損害等については、第５条第１項で加入する保険の適応で補償が受けられます。それ以外については、KIAは一切の責任を負いません。

第８条（個人情報の取り扱いについて）

１　ボランティアが、ボランティアの申込時及び登録内容変更時にKIAに登録した個人情報は、「公益財団法人高知県国際交流個人情報保護規程」（平成１８年４月１日より施行）に従って取り扱います。

２　個人情報として取得した登録者のメールアドレス等の利用目的は、本サービスによる情報提供及び本サービス等に関するアンケート調査に限定し、この目的を超える利用はいたしません。

３　個人が特定できないように処理・加工した、本サービス登録者の「男女比」「年齢構成」「都道府県レベルの居住地の分布」等の統計情報については、個人情報の取り扱いには該当しないものとし、公開することがあります。

４　業務上知り得た個人情報の内容をみだりに第三者へ知らせたり、不当な目的に使用しません。

第９条（登録の取り消し）

１　次の各号の一に該当する場合、KIAはボランティアの登録を取り消すことができるものとします。

（１）本規約に違反したとき。

（２）ボランティアとしてふさわしくないと判断されるとき。

２　登録者が指定したメールアドレス等への配信が複数回にわたり未着エラーになる場合、KIAは当該ボランティアへの配信を停止できるものとします。

（附則）　　　この規約は、２０２２年３月２４日から施行します。

（附則）　　　この規約は、２０２３年　月　　日から施行します。